

平成31年4月1日現在

介護予防・日常生活支援総合事業

サービス提供事業者基準書

新見市福祉部介護保険課

目次

◇訪問型サービス

| | | |
|----------|---|-----|
| 総合事業訪問介護 | • | P 1 |
| 緩和型訪問介護A | • | P 2 |
| 緩和型訪問介護B | • | P 3 |
| 助け合い訪問介護 | • • • • • • • • • • • • • • • • • • • | P 4 |

◇通所型サービス

| | | |
|-------------|---------------------------------------|-----|
| 総合事業通所介護 | • • • • • • • • • • • • • • • • • • • | P 5 |
| 緩和型通所介護 | • • • • • • • • • • • • • • • • • • | P 6 |
| 短期集中型サービス事業 | • • • • • • • • • • • • • • • • • | P 7 |

◇その他サービス

| | | |
|------------|---------------------------------|-----|
| 栄養改善配食サービス | • • • • • • • • • • • • • • • • | P 8 |
|------------|---------------------------------|-----|

1. 訪問型サービス

①総合事業訪問介護(国基準相当サービス)

| 対象 | 介護保険事業所 |
|-------------|---|
| 訪問型サービスの基準 | 【管理者】常勤・専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能 【訪問介護員等】常勤換算方法で、2.5以上 [資格要件] *いずれか ・介護福祉士 ・生活援助従事者研修修了者 ・介護職員初任者研修等修了者 【サービス提供責任者】 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上(一部非常勤可) [資格要件] *いずれか ・介護福祉士 ・実務研修修了者等 |
| | 設備 ①事業の運営に必要な広さを有する専門の区画 ②必要な設備・備品 |
| | 運営 ①運営規程等の説明及び同意 ②提供拒否の禁止 ③訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ④秘密保持 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑦高齢者虐待防止の対応等 |
| | 事務 ①個別サービス計画の作成 ②サービス費請求事務(請求先:岡山県国民健康保険団体連合会) |
| 提供サービス | 内容 ①入浴、外出、排せつ、服薬介助 等 ②掃除や整理整頓 ③生活必需品の買い物 ④食事の準備や調理 ⑤衣類の洗濯や補修 ⑥薬の受け取り ⑦ゴミの分別やゴミ出し(粗大ごみは除く) |
| | 提供時間 1回45分～60分程度 |
| 対象にならないサービス | ①本人以外の家族のための家事 ②模様替え ③草むしり、花木の手入れ ④来客の対応 ⑤ペットの世話 ⑥洗車 ⑦大掃除や家屋の修理等 |
| サービス単価 | 地域支援実施要綱(平成18年6月9日付け老発0609001号厚生労働省老健局長通知)別添1の1に掲げる単位数に10円を乗じた額。 各種加算要件及び単価も上記と同様。 |
| 自己負担 | 介護給付負担割合と同じ |

②緩和型訪問介護A(指定)

* 基本的に国が設置している基準のうち次に掲げる事項を緩和する。

| | | |
|------------|-------------|--|
| | 対象 | 介護保険事業所・民間企業・NPO等 |
| 訪問型サービスの基準 | 人員 | <p>【管理者】 専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p> <p>【従事者】 1人以上必要数 [資格要件] *いずれか ・介護福祉士 ・生活援助従事者研修修了者 ・介護職員初任者研修等修了者 ・1年以上介護保険事業所で介護職員としての経験がある者</p> <p>【サービス提供責任者】常勤の従事者のうち利用者50人に1人以上必要数 [資格要件] 上記、従事者と同じ * 要介護者と一体型で運営する場合、要介護者のサービスに従事する介護職員の人員数は、国基準相当サービスの基準に該当する必要がある。</p> |
| | 設備 | <p>①事業の運営に必要な広さを有する専門の区画 ②必要な設備・備品</p> |
| | 運営 | <p>①運営規程(生活援助に限る)等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③従事者の清潔の保持健康状態の管理 ④従事者または従事者であった者の秘密保持 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑦高齢者虐待防止の対応等</p> |
| | 事務 | <p>①個別サービス計画の作成 ②サービス費請求事務(請求先:岡山県国民健康保険団体連合会)</p> |
| 提供サービス | 内容 | <p>①掃除や整理整頓 ②生活必需品の買い物 ③食事の準備や調理 ④衣類の洗濯や補修 ⑤薬の受け取り ⑥ゴミの分別やゴミ出し(粗大ごみは除く)</p> |
| | 提供時間 | 1回45分程度 |
| | 対象にならないサービス | <p>①本人以外の家族のための家事 ②模様替え ③草むしり、花木の手入れ ④来客の対応 ⑤ペットの世話 ⑥洗車 ⑦大掃除や家屋の修理 ⑧入浴、外出、排せつ、服薬介助他</p> |
| サービス単価 | | <p>①専門職が提供する場合 1回 218単位／回*1 ②専門職が提供しない場合 1回 163単位／回 上記①②の単位に10円を乗じた額 *1介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 *2加算は初回加算(2000円)のみ</p> |
| | 自己負担 | 介護給付負担割合と同じ |

③緩和型訪問介護B(委託)

* 基本的に国が設置している基準のうち次に掲げる事項を緩和する。

| 対象 | 民間企業・NPO等 |
|------------|--|
| 訪問型サービスの基準 | <p>【管理者】 専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p> <p>【従事者】 1人以上必要数 [資格要件] *いずれか -認知症サポーター養成講座を受講した者 -生活支援サービス(生活介護)の提供実績がある者 -上記以外で生活支援や介護事業において実績があり、市長が別途認める者</p> <p>【訪問事業責任者】 従事者のうち1人以上必要数</p> |
| | <p>設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業の運営に必要な広さを有する専門の区画 ②必要な設備・備品 |
| | <p>運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ①提供拒否の禁止 ②従事者の清潔の保持健康状態の管理 ③従事者または従事者であった者の秘密保持 ④事故発生時の対応 ⑤廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑥高齢者虐待防止の対応等 |
| | <p>事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①サービス費請求事務(請求先:新見市) |
| 提供サービス | <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①掃除や整理整頓 ②生活必需品の買い物 ③食事の準備や調理衣類の洗濯や補修 ④薬の受け取り ⑤ゴミの分別やゴミ出し(粗大ごみは除く) |
| | <p>提供時間</p> <p>1回 60分程度</p> |
| | <p>対象にならないサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本人以外の家族のための家事 ②模様替え ③草むしり、花木の手入れ ④来客の対応 ⑤ペットの世話 ⑥洗車 ⑦大掃除や家屋の修理 ⑧入浴、外出、排せつ、服薬介助他 |
| サービス単価 | 1回 1000円(回数単価制) |
| 自己負担 | 介護給付負担割合と同じ |

④助け合い訪問介護(住民主体サービス)

* 基本的に国が設置している基準のうち次に掲げる事項を緩和する。

| 対象 | 地縁組織、NPO等 |
|------------|--|
| 訪問型サービスの基準 | 【管理者】 1人以上 [資格要件]*いずれか ・認知症サポート養成講座を受講した者 ・生活支援サービス(生活介護)の提供実績がある者 ・上記以外で生活支援や介護事業において実績があり、市長が別途認める者 【従事者】 1人以上必要数 【訪問事業責任者】 不要 |
| | 設備 ①事業の運営に必要な広さを有する専門の区画 ②必要な設備・備品 |
| | 運営 ①従事者の清潔の保持健康状態の管理 ②従事者または従事者であった者の秘密保持 ③事故発生時の対応 ④廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑤高齢者虐待防止の対応 等 |
| | 事務 補助請求事務(請求先:新見市) |
| | 内 容 ①掃除や整理整頓 ②生活必需品の買い物 ③食事の準備や調理 ④衣類の洗濯や補修 ⑤薬の受け取り ⑥ゴミの分別やゴミ出し(粗大ごみは除く) |
| 提供サービス | 提供時間 1回45分程度 |
| | 対象にならないサービス ①入浴、外出、排せつ、服薬介助他 ※医療行為及び身体介助 |
| サービス単価 | サービス提供者による設定 |
| 自己負担 | 全額自己負担 |

2. 通所型サービス

①総合事業通所介護(国基準相当サービス)

| | 対象 | 介護保険事業所 |
|-------------------|--|---|
| 通所型サービスの基準 | 人 員 | <p>【管理者】常勤・専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p> <p>【生活相談員】専従1人以上</p> <p>【看護職員】専従1人以上</p> <p>【介護職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15人まで専従1人以上 ・15人を超える場合は利用者1人につき専従0.2人以上 <p>(生活相談員・介護職員の1以上は常勤)</p> <p>【資格要件】なし</p> <p>【機能訓練指導員】1人以上</p> |
| | 設 備 | <ul style="list-style-type: none"> ①食堂・機能訓練室(3m² × 利用定員以上) ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品 |
| | 運 営 | <ul style="list-style-type: none"> ①運営規程等の説明及び同意 ②提供拒否の禁止 ③衛生管理・従事者の清潔の保持等 ④健康状態の管理 ⑤秘密保持 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑧高齢者虐待防止の対応等 |
| | 事 務 | <ul style="list-style-type: none"> ①個別サービス計画の作成 ②サービス費請求事務(請求先:岡山県国民健康保険団体連合会) |
| | 内 容 | 通所介護と同様のサービス (介護保険法施行規則等の一部を改正する省令による) |
| 提 供 サ ー ビ ス | 提 供 時 間 | 1回3時間以上 |
| サービス単価 | 地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日付け老発0609001号厚生労働省老健局長通知)別添1の2に掲げる単位に10円を乗じた額。 各種加算要件及び単価も上記と同様。 | |
| 自己負担 | 介護給付負担割合と同じ※事業対象者の利用回数は、移行前の要支援認定による。 | |

②緩和型通所介護(指定)

* 基本的に国が設置している基準のうち次に掲げる事項を緩和する。

| | | |
|------------|------|---|
| | 対象 | 介護保険事業所・民間企業・NPO等 |
| 通所型サービスの基準 | 人員 | <p>【管理者】 専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p> <p>[資格要件]*いずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・介護職員初任者研修等修了者 ・介護福祉士と同等以上の保健医療介護の有資格者 <p>【従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15人まで専従1人以上 ・15人を超える場合は利用者1人につき専従0.1人以上 |
| | | <p>①サービスを提供するために必要な場所(3m² × 利用定員以上)</p> <p>②消火設備その他の非常災害に必要な設備</p> <p>③必要なその他の設備・備品</p> |
| | 運営 | <p>①運営規程(提供時間、送迎の有無)等の説明・同意</p> <p>②提供拒否の禁止</p> <p>③衛生管理・従事者の清潔の保持等</p> <p>④健康状態の管理</p> <p>⑤秘密保持</p> <p>⑥事故発生時の対応</p> <p>⑦廃止・休止の届出と便宜の提供</p> <p>⑧高齢者虐待防止の対応 等</p> |
| | | <p>①個別サービス計画の作成</p> <p>②サービス費請求事務(請求先:岡山県国民健康保険団体連合会)</p> |
| | 内容 | <p>通所介護と同様のサービス</p> <p>* 入浴は除く。事業所の判断により実費程度徴収で提供することも可能。</p> |
| 提供サービス | 提供時間 | 1回3時間以上、週1回程度 |
| サービス単価 | | <p>①4時間未満 288単位／回</p> <p>②4時間以上 329単位／回</p> <p>①②の単位に10円を乗じた額</p> <p>運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上による加算は、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日付け老発0609001号厚生労働省老健局長通知)別添1の2に基づく単位に10円を乗じた額。</p> |
| 自己負担 | | 介護給付負担割合と同じ。入浴料は実費。 |

③短期集中型サービス事業

| 対象 | 民間事業所等 |
|------------|---|
| 通所型サービスの基準 | 【管理者】 1人以上 【従事者】 1人以上必要数 [資格要件] *いずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・保健師または看護師 ・管理栄養士 |
| | 設備 ①サービスを提供するために必要な場所(面積要件なし) ②消火設備その他の非常災害に必要な設備 ③必要なその他の設備・備品 |
| | 運営 ①運営規定等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③衛生管理・従事者の清潔の保持等 ④健康状態の管理 ⑤秘密保持 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑧高齢者虐待防止の対応等 |
| | 事務 ①個別サービス計画の作成 ②サービス費請求事務(委託契約等) |
| | 提供サービス 内容 生活機能を改善するための運動器の機能向上等 提供時間 原則1週間に1回1時間以上の3ヶ月間短期プログラム |
| | サービス単価 7,000円／月 ※3か月間 |
| | 自己負担 介護給付負担割合と同じ |

3. その他サービス

①栄養改善配食サービス

| | |
|------------|--|
| 対象 | 地縁組織、NPO、民間事業者等 |
| 訪問型サービスの基準 | <p>【管理者】 1人以上 [資格要件]*いずれか ・栄養士 ・調理師 ・認知症サポーター養成講座を受講した者 ・生活支援サービス(生活介護)の提供実績がある者 ・上記以外で生活支援や介護事業において実績があり、市長から別途認定する者</p> <p>【従事者】 1人以上必要数</p> <p>【訪問事業責任者】 不要</p> |
| | <p>①サービスを提供するために必要な場所(面積要件なし) ②必要なその他の設備・備品</p> |
| | <p>①運営規定等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③衛生管理 ④従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤秘密保持 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑧高齢者虐待防止の対応等</p> |
| | 事務 補助請求事務(請求先:新見市) |
| 提供サービス | 内容 栄養改善のための配食及び安否確認 |
| | 提供内容 1週間に2回以上の配食と安否確認 |
| サービス単価 | 運営費の補助(施設使用料・光熱費・事務費等) |
| 自己負担 | 食材や材料費等の実費 |